**平成２３年（フ）第８２号**
滋賀県高島市勝野611番地
債務者　梅川　有加
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第２０８号**
滋賀県野洲市近江富士２丁目14番18号
債務者　みらい防水こと　白井　孝子
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第２１８号**
滋賀県守山市播磨田町1430番地２市営住宅２棟216号
債務者　藤田　忠男
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第２２９号**
大津市大石東５丁目９番２号
債務者　井上　亜希
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第５２号**
滋賀県東近江市佐生町36番地17
債務者　世森　一三
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
大津地方裁判所彦根支部

**平成２３年（フ）第６１号**
滋賀県彦根市和田町37番地13　和田西団地304号室
債務者　近藤　一広
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
大津地方裁判所彦根支部

**平成２３年（フ）第６９号**
滋賀県東近江市上平木町1472番地
債務者　中西　淑善
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
大津地方裁判所彦根支部

**平成２３年（フ）第７０号**
滋賀県東近江市中野町597番地２　メリーディエース２番館101号、住民票上の住所滋賀県東近江市上平木町1472番地
債務者　中西　美樹
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
大津地方裁判所彦根支部

**平成２３年（フ）第７３号**
滋賀県彦根市法士町21番地２、前住所滋賀県犬上郡甲良町大字呉竹308番地
債務者　山本かや子
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
大津地方裁判所彦根支部

**平成２３年（フ）第７４号**
滋賀県愛知郡愛荘町東出520番地２　コスモハイツ秦荘Ａ105号
債務者　松本　重継
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
大津地方裁判所彦根支部

**平成２３年（フ）第２６号**
兵庫県たつの市龍野町片山774番地３、前住所兵庫県たつの市龍野町末政158番地７
債務者　安田　洋子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
神戸地方裁判所龍野支部

**平成２３年（フ）第２９号**
兵庫県宍粟市山崎町三谷80番地３　県営山崎三谷テラス33号
債務者　三村　友加
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
神戸地方裁判所龍野支部

**平成２３年（フ）第２４８号**
奈良県桜井市大字上之庄321番地の７
債務者　辰己　秀樹
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
奈良地方裁判所

**平成２３年（フ）第３７５号**
広島市南区比治山本町９番１―902号
債務者　村田　剛治
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第４０５号**
広島市南区小磯町２番60号
債務者　植松　　翼
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第５１４号**
広島市安佐北区落合南３丁目41番４号　レジデンス金光Ｂ―２
債務者　加藤さゆり
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第７１号**
広島県尾道市山波町1014番地３
債務者　金本　誠治
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係